

# EPMのオープンソースライセンス

～共同開発プロジェクト等での利用を  
考慮したライセンスによる公開～

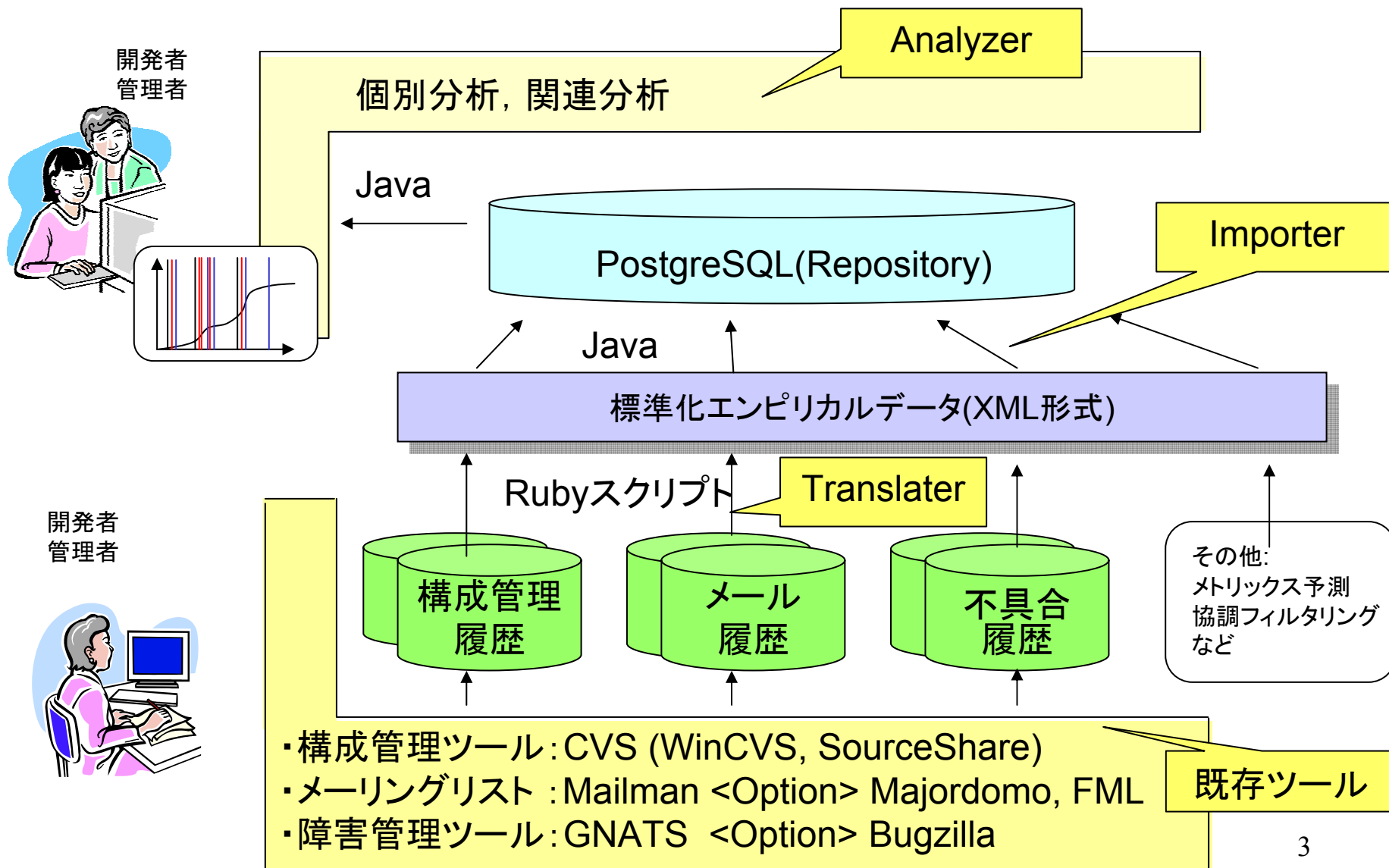
EASEプロジェクト  
(株式会社 SRA先端技術研究所)

阪井誠

# EPM(Empirical Project Monitor)

- EASEプロジェクトの開発ツールのひとつ
- 以下のツールの履歴を収集・表示する
  - 構成管理ツール(CVS)
  - メーリングリスト(Mailman)
  - 障害管理(GNATS)
  - オプション: Majordomo, FML, Bugzilla
- データ収集の負荷が少なく、リアルタイムに、人為的操作の少ないデータを分析できる

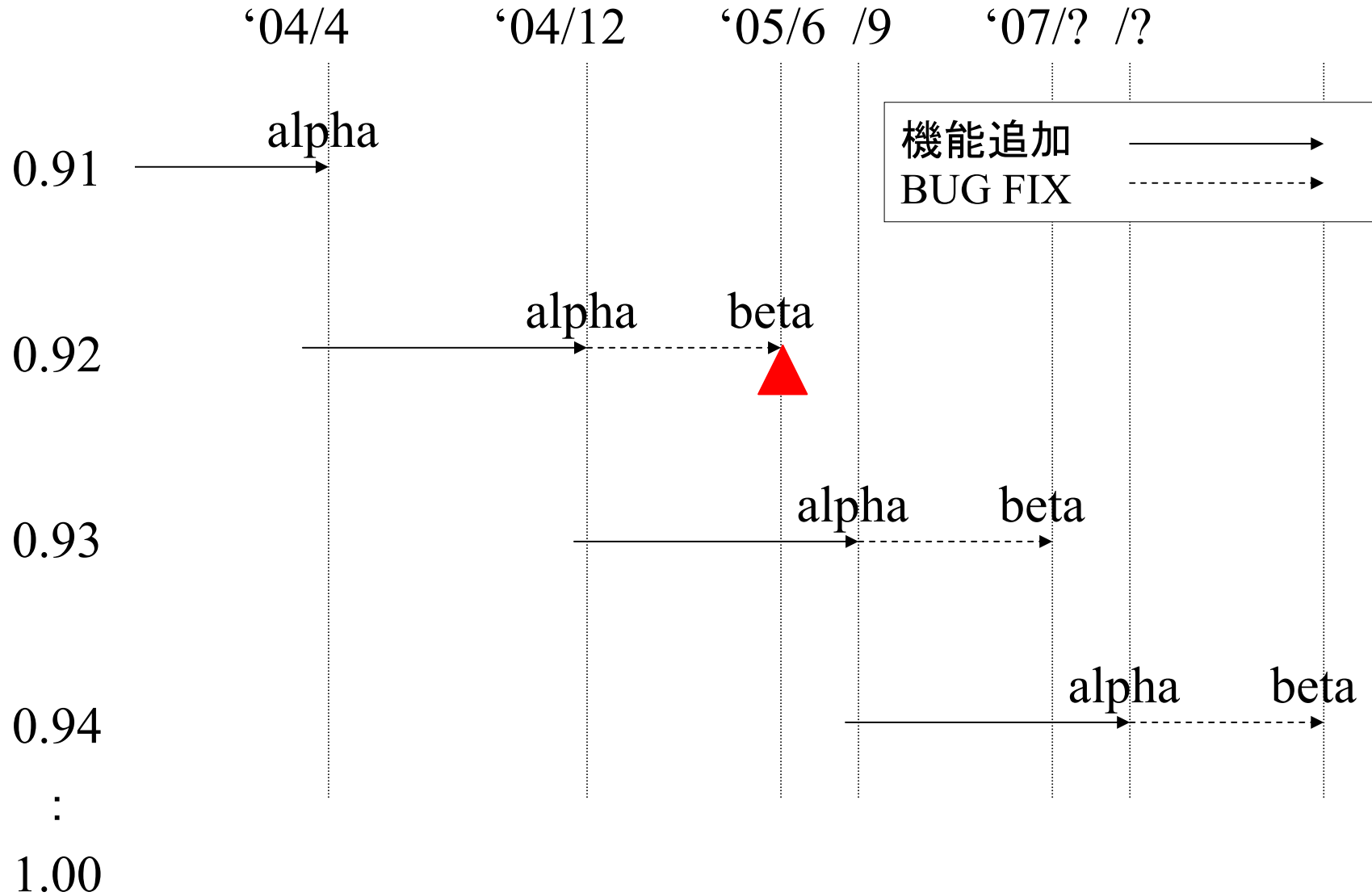
# EPMのアーキテクチャ



# ライセンス

- リリース形態にあわせた2種類の無料ライセンス
- $\alpha$  版: 内部テスト用リリース
  - 共同研究契約に基づく, 最新バージョンの利用
  - EASEプロジェクトとの共同研究が目的
- $\beta$  版: 公開評価用リリース
  - オープンソースライセンスに基づく評価版の利用
  - 普及に伴う, 品質向上と開発支援が目的

# リリース予定



# 知的財産に関わる問題

- 開発の問題
  - 複数の開発者がいる場合、特許は個々に行使できるが、著作権は全員の同意が必要である
  - 開発者間の意見調整に時間がかかり、公開方法の決定、変更が迅速にできない
- 利用の問題
  - 利用期間が限定される恐れがあると利用しない
  - 技術流出の恐れから改造を伴う利用を諦める
  - 利用者による改造部分の取り込みにより、権利関係がより複雑になる

⇒ライセンス(とプラグインアーキテクチャ)で解決する 6

# 知的財産に関わる問題の対策

- 開発の問題
  - NAISTを著作権の代表者とし、頒布方法はNAISTが決定できるようにした( $\alpha$ 版)
  - 改造コードをEASEプロジェクトが配布できる( $\beta$ 版)
  - 意見調整が不要なので時間がかからない
- 利用の問題
  - 利用可能機関は共同研究期間と独立 ( $\alpha$ 版、 $\beta$ 版)
  - 既存の知的財産やデータの公開が不要( $\alpha$ 版、 $\beta$ 版)
    - リンクされるプログラムのソース公開が不要なCPLをベース
    - CPLの条件を緩和し、改造時もプロジェクト内および組織内での利用においてはソース公開を不要とした
  - 改造部分の著作権を定めた
    - $\alpha$ 版ではNAISTを著作権の代表者とする
    - $\beta$ 版ではEPMへの組み込みを容認する

# オープンソースライセンス



# オープンソースとは

頒布条件が基準を満たさなければならない\*(抜粋)

- 再頒布の自由
  - 頒布物の一部としての、販売や無料頒布を制限しない。また、このような販売に印税や報酬を要求しない
- ソースコード
  - プログラムはソースコードを含み、ソースコードでの頒布も許可する
  - ソースコードと共に頒布しない場合には、妥当な複製費用で入手できる方法を用意し、公表する
- 派生ソフトウェア
  - ソフトウェアの変更と派生ソフトウェアの作成、元のライセンスでの頒布を許可する

\*オープンソースの定義, <http://www.opensource.jp/osd/osd-japanese.html>

# オープンソースライセンスの仕組み

- 一般のソフトウェアライセンス
  - 著作権者が対価を払った人に、権利を行使しないことを約束すること
- オープンソースライセンス
  - 開発者が不特定多数の利用者に、条件に従う限り著作権を行使しないことを約束すること
    - 条件を満たせば自由に使える
    - 開発者に権限の無いこと(特許など)は許諾できない

\*川内康雄, “プログラマーのための法律入門”, SEA関西プロセス分科会,2004

# GPL的なOpen Source License

- プログラム利用者がソースコードを参照できる仕組み
- 無償再配布を許可
- プログラムを修正した場合は、修正コードを公開する必要がある
- 開発者への制約(ソース公開)によって、協調開発を進めようとする

# BSD的なOpen Source License

- 開発者がソースコードを利用できる仕組み
- 無償再配布を許可
- プログラムを修正した場合も、初期著作者の表記があればよい(修正BSDライセンスはそれも不要)
- 開発者への制約が少ないので社会貢献の意味合いが強く、パブリックドメインソフトウェア(著作権の放棄)に近い

# CPL: Common Public License

## 共通一般公衆利用許諾契約書

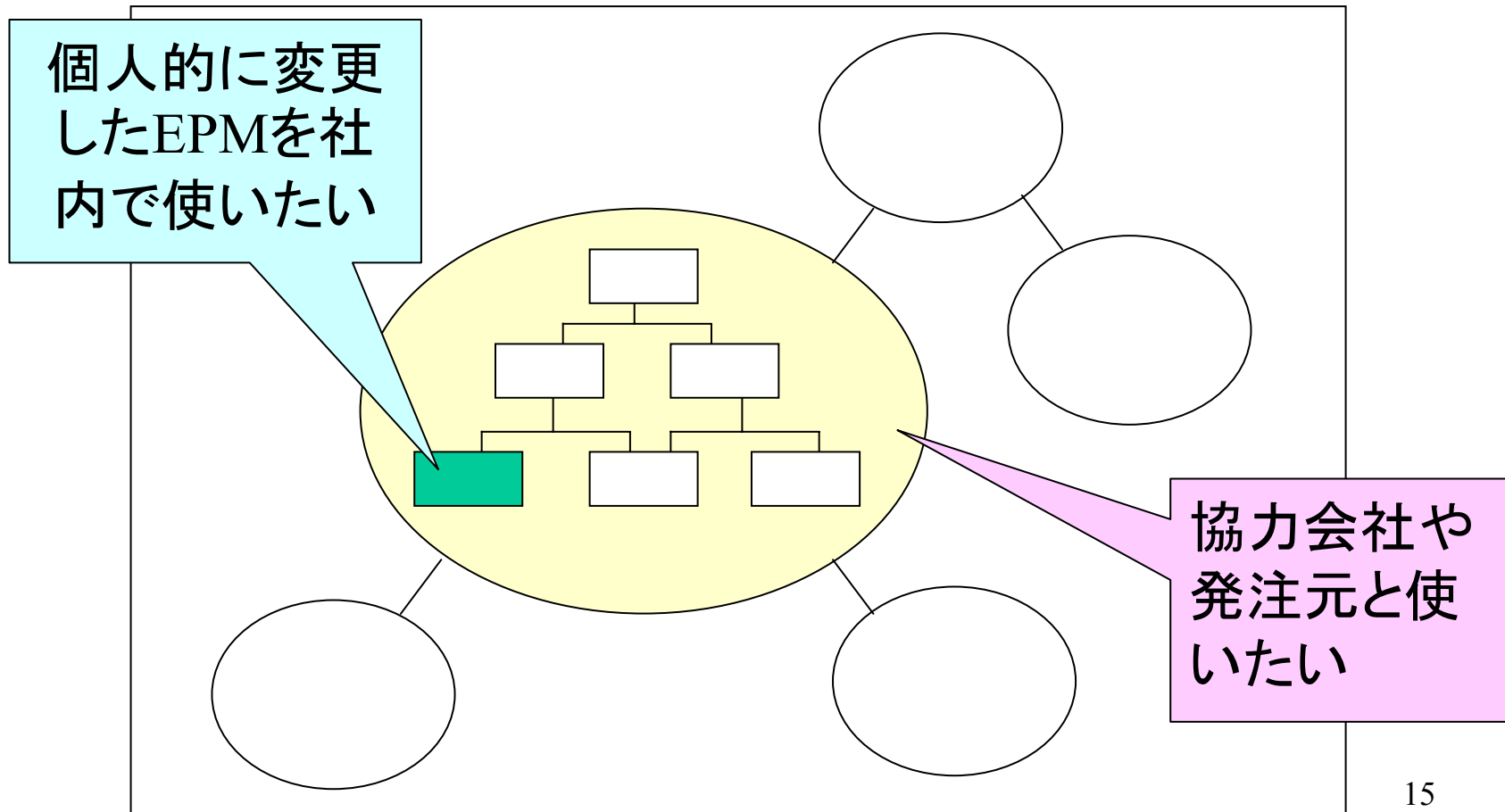
- 米IBMが、IBM Public Licenseをベースに作成したライセンス規定
- GPLとBSDの中間的な位置づけ
- CPLと独自開発のソースコードを組み合わせたソフトを作成・頒布する場合、CPLの部分だけを公開すればよい
- 特許条項がある

# CPLの特許条項

- 特許権を行使すると、ライセンスされなくなる
- そのソフトに組み込む必要がある場合には効果がある
- ライセンスの有料化・サブマリン特許（米国先発明主義の弊害）対策  
（フラウンフォーファMP3, ユニシス社GIF, Forgent社JPEG）

# 共同開発での問題

- 社内や開発プロジェクト内での利用も頒布になる



# Empirical Project Monitor License

## - EPM $\beta$ 版用オープンソースライセンス -

- 改造部分のソース公開とEASEプロジェクトでの利用許諾を条件に, 無料で利用・再配布できる
- CPL(Common Public License)をベースに, ソース公開条件を緩和
  - 改造を行った利用者の所属組織内での複製と使用
  - 改造を行った利用者の所属するプロジェクト内での複製と使用



# ダウンロード

- 以下のページで公開しています

<http://www.empirical.jp/research/epm.html>

- ご質問は、以下までメールしてください

[epm-open-inf@empirical.jp](mailto:epm-open-inf@empirical.jp)

おわり